

応募ガイドライン

1. 子どもの居場所づくり応援事業

本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の中、こども食堂等子どもの居場所を運営する団体及びネットワーク活動・中間支援を行う団体を対象に、子どもの居場所づくりにおけるインフラ整備のための助成を行います。特にコロナ禍において、生活を支える「食」の確保が優先課題となる中、開催中止を余儀なくされ、利用者負担金が無いままに、自主的に代替となる活動を続けている団体が多くあります。

当会では、子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることを目的とし、子どもの居場所に食を届ける仕組み作りとして「食品が届く物流」「食品をマッチング、在庫管理するためのソフトウェア開発」「届いたものを受け止める拠点の整備」「食品寄付を集めるための企業等支援機関への各種提案」を進めています。私達のプロジェクトに賛同し寄付食品等を受け止め、支援地域のこども食堂等居場所へ分配するための拠点（ロジ拠点）を担ってくださる実行団体を募集します。

コロナ禍においても、将来の担い手である子どもたちの健やかな育ちを食を通じた居場所の活動により支えていくために、本事業を通して、インフラ整備を行うとともに、新たな資源を地域の多様な機関と共有する発想のもと、新しい支援の広がり生まれることを期待しています。

| プロジェクト実施期間

事業実施期間：1年間

【採択予定実行団体数】5団体程度

【助成総額】2,000万円

【1団体あたりの最大助成額】400万円

【公募期間】

2020年12月1日（火）～2021年1月8日（金）

2. 募集の内容

| 助成対象事業

以下、1) 2) 3)をすべて実施する事業（取組み）が対象になります。

- 1) ロジ拠点として共同冷蔵（冷凍）庫等の設置・活用、運搬車両の購入・手配、食品庫（保管庫）の整備など、複数団体が地域でストックし、食の確保をできるようになるための活動
- 2) 他団体に対する寄付食品や物品の斡旋（マッチングのための数量調整、配送・運搬手配合む）。
- 3) 資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等、資金分配団体との連携
- 4) 資金分配団体が開発するソフトウェアを用いて、寄付マッチング量の管理や子どもの居場所への分配状況を記録・運用すること

設置した冷蔵（冷凍）設備を実行団体が地域の他の活動団体と協働的に活用することが条件となります。

| 実行団体の役割

【実行団体ーロジ拠点】 奇贈食品の冷凍冷蔵設備をもった場所・倉庫
コーディネーターを配置し、奇贈食品の管理やハブ拠点への小分け配達作業、衛生研修、情報伝播を担う。

【ハブ拠点】 ロジ拠点からの食品を活動団体が取りに行けるエリアに設置するランチ
※地域によっては実行団体がハブ拠点機能を有する場合があります。



(申請事業例)

実行団体が業務用冷蔵庫・ストッカー等を購入し、常設型子どもの居場所 5 か所に設置・貸与する。5 か所の冷凍冷蔵庫が近隣団体とシェアする仕組みづくりを行う。

| 本事業の目標とする状態

多様な寄付がシェアされ、コロナ禍における子ども食堂等居場所の運営安定に貢献している。

下記想定される事業計画表をご参照ください。

短期アウトカム	アウトプット	想定される活動（例）
生鮮食品をもらえるようになる	冷蔵・冷凍設備が整う	冷蔵・冷凍設備を設置できる 居場所を見つける
	保管拠点で受け取れる食品量を把握している	・受取り拠点ごとの食品管理簿を作成し、とりまとめを行う ・各シェア拠点の貯蔵量を調べて整理する
	衛生管理の知識を持っている人がいる	・衛生管理マニュアルの作成し、各拠点に共有する。 ・保健所に相談し、必要な知識の伝播を行う。
子ども食堂等居場所が食材をシェアできるようになる	食材を共有するためのシェアできる拠点ができる	・冷蔵・冷凍設備の設置 ・シェアした団体に食材を使う目的を理解してもらえるよう、主旨を説明する ・関心のある団体向けに説明会を行う
	食材を運ぶ協力者・機関を確保できるようになる	・シェア拠点まで食材を運ぶため運搬方法を整備する ・配送や倉庫の一時留めに協力してくれる地元企業を探す
	子ども食堂等居場所と連絡を取り合えるようになる	・子ども食堂等居場所に SNS 等を通じて食材提供の情報を発信する
	各シェア拠点が近隣の団体とつながる	・どこの支部がどんな団体と協力できそうか一緒に考える ・近隣団体に活動の取組を説明する

2-1. 助成の対象となるプロジェクト期間

2021年3月（※契約締結後）から2022年2月末

2-2. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。（公募要領「3.申請資格要件（p.2）」参照）。なお、広域に事業を展開していく観点から、第1回公募で選定された団体と支援地域（長野県・沖縄県・神奈川県川崎市・山梨県・愛知県・三重県・岐阜県）が重複する団体は対象除外とします。

ただし、以下の場合には助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

2-3. 助成対象経費について

活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ・冷凍冷蔵設備購入費、設置工事費
- ・冷凍冷蔵設備に必要な衛生管理商品など備品購入費
- ・その他、対象事業を実施するのに必要な経費

2-4. 助成金額

- ①助成総額予定：2,000万円
- ②1団体あたり 上限400万円

※助成金の支払いは6か月ごとの概算払いです。

※公募状況によっては、減額することもあります。

③助成対象期間：2021年3月（※契約締結後）から2022年2月末
最終の精算報告は事業終了後1ヶ月以内とします。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要な事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
＜申請書類＞様式1 ～7 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ（DVD又はUSBに保存）	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀6-19-21 一般社団法人食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。

・データで提出するファイル名は、「（様式〇）～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶提出書類

申請書類一式（様式1～7）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。（公募要項p.3～4参照。）

- （様式1）助成申請書

※別紙1. 欠格事由に関する誓約書、別紙2. 業務に関する確認書、別紙3. 情報公開同意書、別紙4. 申請に関する誓約書を含みます。

- （様式2）団体情報
- （様式3）事業計画書（エクセル・PPT）
- （様式4）資金計画書
- （様式5）規程類確認書

※本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。

- (様式6) 役員名簿
- (様式7) 申請書類チェックリスト
- 定款 (必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。)
- 前年度の貸借対照表
- 前年度の損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)
- 見積書・・・資金計画書に記載のある項目 (導入備品・機器設定費等の作業内容等) の積算根拠が分かる見積書。(※見積書には、原則、見積もり業者の社印もしくは担当者印が押印されていること)

4. 選考方法及び結果の通知と公表

(1) 選定配慮事項と優先選定 以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画 (課題の設定、目的、事業内容) が解決したい課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画 (支援期間、出口戦略や工程等) が具体的かつ発展性が期待できるか
先駆性 (革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。

④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 選定委員会にて審議において、電話やメールによる確認を行う場合があります。
- ③ 資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】 2021 年 2 月上旬を予定

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

5. 助成金決定後の流れ

【内定団体向け事前説明会】

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

開催予定日：2021 年 2 月下旬（オンラインでの開催を予定）

【契約書の締結】 2021 年 3 月初旬

【助成金の交付】

契約締結後 20 日を目途に振り込みいたします。

6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書、オンラインフォームでの活動状況報告のほか、助成期間開始時期および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価（事前・事後評価）が必須となります。

現地視察、助成事業活動報告会の開催を予定しており、ご協力をお願いする場合があります。
※評価計画書は、採択後当会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。

https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/corona/koubo_corona_summary02.pdf

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：<http://www.mow.jp> 担当：平野、大池（PO）